

肥後国検地帳の再検討(二)

——「慶長国絵図」と慶長期の村高——

松 本 寿三郎

永青文庫蔵の「肥後国絵図」(八・四・丙九八)は、(一)その村高が「肥後国郷帳」高と一致する、(二)一國一城制以前の城郭が描写されている、(三)慶長一七年(一六一二)肥後監國の任を終えた藤堂高虎が肥後の地図を携えて上洛しこと、などから慶長期の絵図であると指摘されていたが、近年急速な研究の深化によって、慶長九年徳川家康によって徴せられた「慶長国絵図」の写しであることが明らかとなった。黒田日出男氏によれば、この絵図は「彩色が薄く、記載も粗略な趣があつて写図であることは明らかであるが」慶長図の基本的特徴である郡ごとの「郡名・郡高・田方・畠方・物成」を記載しているという。而してこの絵図のもう一つの特色は、寛永一〇年の国廻り上使の肥後国巡見に際して作られた(あるいは用いられた)点にあるという。

寛永一〇年の巡見使派遣は九年十二月朔日諸大名に伝達されたが、藩主忠利は正月十七日には仁保太兵衛・下村五兵衛に巡見使の接待を命じ、巡見使に国絵図を伏し国内の通路・宿泊地を把握させるよう次のように命じている。

一、日本国国廻之衆御出之由就夫誰々九州へ可有御出を不存 間書状進候旨不罷成候其元ニ其方を付置候通申候間此国之絵図

肥後国検地帳の再検討(二) (松本)

肥後国検地帳の再検討(二) (松本)

懸御目先一通り御とまりニ可成所書付国之絵図懸御目候此とまりよりワキ／＼へ御出候儀其所へ無御出候ハ、其元にて御思案も参かね可申候間不及得御意候先一通国之内御通候筋不被仰越候へハ萬事御不自由にて其上めしなとたへ可申様も田舎儀ニ而御坐候得は風情も無御坐候間兼而得御意候由可申候事

さらに国絵図には泊りの個所に押紙を付すことを指摘した。

一、国之絵図ニ押紙ニ而泊を付申候九州へ御廻候衆知候者一とまりも御迎ニ可参候因幡殿へ尋申候ハ、知可申候絵図之儀写候而一兩日跡も可遣候可得其意候

この条によれば国絵図は巡見使に宿泊所を知らせるためのものであるが、文面から察するところ絵図写はまだ完成されていないようである。この後正月十八日久具因幡守から巡見使の国分けが報ぜられ、九州国廻りの巡見使には小出対馬守・城織部・能勢小十郎(せ)の三名が任ぜられたことが判るが、早速二月十八日城織部宛ての書状では絵図(せ)の写を大坂に上せたと報じている。

一 絵図之儀承候絵図なく候てハ成間敷と存肥後一国之絵図九州之絵図共ニ二ツはや疾大坂へ上せ置申候間大坂にて拙者蔵屋敷へ可有御尋候

二月二十六日にも城織部に宛て、「先度絵図之儀被仰越候爰元御通之道筋可被成御覽と九州之絵図我等分国之絵図懸御目候様にと正月も大坂二人を付置申候(せ)」と報じているので、国絵図写は寛永一〇年正月中に完成して巡見使に供せられたとい

える。

細川忠利の肥後拝領は寛永九年一〇月四日であり、一二月九日肥後に入国したものである。それから二ヶ月足らずの間に新たに国絵図を作成することは時間的に不可能であったと思われるので、この時に写された国絵図は前主加藤氏の作成になるものであったことは間違いない。

この国絵図は八代に在城した忠興の求めに応じて六月九日に届けているが、それには「当国之絵図肥後方右 上様へ被差上候二而御坐候御写させ可被成候事」とし、忠興は早々にこれを写させ六月十六日には忠利に返却したが、この折に八代城の位置について「一、当地城之在所違申候、麥嶋之古城之所二城形書而御入候間、只今城之在之徳淵へ絵図書かへさせ申候、急用所可之候、写出来次第持せ進之候」と述べ、国絵図の八代城が元和五年（一六一九）の地震で崩壊した麦島の古城跡に描かれている処から、移建された徳淵（松江）に書き直す必要があることを述べている。

右の寛永一〇年の巡見使関連史料からこの国絵図は少なくとも加藤肥後守代の成立であることは否定できない。しかも寛永九年から一〇年九月まで藩主忠利は熊本にあったのであるから城織部との対応や忠興への国絵図の提供などからみて、国絵図は熊本にあったものと考えられるし、そうだとすればこれは加藤氏から引継いだものといえよう。

「慶長国絵図」には肥後国中の郡高・田方・畠方・物成と村高および主要街道が表現されている。郡高・田方・畠方・物成は加藤領の場合

飽田郡 高 五万二千拾三石余

田方式千八百六町七反余

畠方式千六百四拾六町壹反余

物成 三万四千百四拾六石余

肥後国検地帳の再検討（二）（松本）

肥後国検地帳の再検討(二) (松本)

のように石以下が省略されているが、相良領求麻郡や寺沢領天草郡では斗以下合までの記載がみられる。今各郡の高・田方・畠方・物成を示せば第一表の通りであるが、これには若干の写し誤まりがある。本稿の基礎的史料でもあるので最初に誤まりの部分を訂正し、空白の部分に推定値を挿入して完全な表としておきたい(第二表)。

(1)山本郡高を三万三五七六石とするが、村高の集計は一万七三三八七石であり、この額は他の殆んどの郡高が一致する「寛永郷帳」高と一致する。何故三万三五七六石と記されたかについては、「肥後郡別石高帳」でも山本郡高を三万三五七六

第一表 慶長国絵図高

| | 郡 高 | 物 成 | 田 方 | 畠 方 |
|-----|------------|------------|------------|-----------|
| 詫摩郡 | 19,088 石 | 9,834 石 | 1,004.1 町 | 1,170.9 町 |
| 飽田郡 | 51,033 | 34,146 | 2,806.7 | 2,646.1 |
| 山本郡 | 33,576 | 14,945 | 3,576 | 2,894.1 |
| 合志郡 | 34,691 | 15,432 | 875.2 | 3,931.6 |
| 菊池郡 | 26,463 | | | |
| 山鹿郡 | 33,116 | 14,975 | 3,866.5 | 2,894 |
| 玉名郡 | 73,927 | 47,043 | 4,450.5 | 3,435.9 |
| 阿蘇郡 | 54,628 | 20,608 | 2,485.8 | 4,550.3 |
| 宇土郡 | 25,709 | 14,493 | 1,528.6 | 1,073.2 |
| 益城郡 | 123,433 | 64,324 | 6,397.5 | 7,421.8 |
| 八代郡 | 42,877 | 25,734 | 2,645.5 | 1,788.1 |
| 芦北郡 | 17,534 | 7,207 | 1,191.5 | 714.7 |
| 求麻郡 | 19,017.192 | 5,442.006 | 940.4819 | 703.3004 |
| 天草郡 | 33,846.81 | 12,190.662 | 2,232.4926 | 710.2007 |

第二表 慶長期の郡高(推定)

| | 郡 高 | 物 成 | 田 方 | 畠 方 |
|-----|---------|--------|----------|----------|
| 詫摩郡 | 19,088石 | 9,834石 | 1,004.1町 | 1,970.9町 |
| 飽田郡 | 51,033 | 34,146 | 2,806.7 | 2,646.1 |
| 山本郡 | 17,387 | 8,700 | 811.8 | 1,274 |
| 合志郡 | 34,691 | 15,437 | 875.2 | 3,931.6 |
| 菊池郡 | 26,463 | 14,975 | 1,368.0 | 1,673.6 |
| 山鹿郡 | 33,116 | 14,975 | 1,959.6 | 1,600 |
| 玉名郡 | 73,927 | 47,043 | 4,450.4 | 3,435.9 |
| 阿蘇郡 | 54,628 | 20,608 | 2,485.8 | 4,550.3 |
| 宇土郡 | 25,709 | 14,493 | 1,528.6 | 1,073.2 |
| 益城郡 | 123,433 | 64,324 | 6,397.5 | 7,421.8 |
| 八代郡 | 42,877 | 25,734 | 2,645.5 | 1,788.1 |
| 芦北郡 | 17,534 | 7,207 | 1,191.5 | 714.7 |
| 求麻郡 | 19,017 | 5,442 | 940.4 | 703.3 |
| 天草郡 | 33,846 | 12,190 | 2,232.4 | 710.2 |

肥後国検地帳の再検討(二) (松本)

第三表 正保郷帳の田高・畠高

| | 郷帳高 | 田高 | 畠高 | その他 |
|-----|-------------|-------------|------------|-----------|
| 詫摩郡 | 19,088.236石 | 12,040.622石 | 7,047.614石 | |
| 飽田郡 | 51,033.482 | 35,155.433 | 15,878.049 | |
| 山本郡 | 17,387.1 | 9,742.18 | 7,644.92 | |
| 合志郡 | 34,691.18 | 10,930.52 | 23,760.66 | |
| 菊池郡 | 26,463.26 | 16,420.538 | 10,042.722 | |
| 山鹿郡 | 33,116.968 | 23,516.214 | 9,600.754 | |
| 玉名郡 | 73,927.902 | 54,014.524 | 19,913.378 | |
| 阿蘇郡 | 54,623.302 | 28,794.145 | 25,834.157 | |
| 宇土郡 | 25,709.585 | 19,056.031 | 6,653.554 | |
| 益城郡 | 123,433.038 | 78,691.747 | 44,741.633 | |
| 八代郡 | 42,877.46 | 33,111.709 | 9,765.751 | |
| 芦北郡 | 17,534.56 | 14,351.187 | 3,184.373 | |
| 求麻郡 | 22,165 | 14,418.346 | 6,682.654 | 1,064 |
| 天草郡 | 37,409.252 | 28,509.966 | 4,766.871 | 4,132.465 |

石とし、これは同書では山鹿郡高と同じである。隣り合せにある山鹿郡と山本郡の位置、名称の類似性が誤まりの原因であらう。

(2) 山本郡の物成高一万四九四五石は郡高一万七三八七石の八五・九%に当る。他郡の平均は五〇%程度であるから、この物成額は不当に高い、推定八七〇〇石程度ではないであらうか。「郡別石高帳」では隣接する山本郡・山鹿郡・菊池郡の三郡の物成を一万四九七五石とする。写し誤まりであらう。

第四表 正保郷帳田高・畠高から推定

| | 田方 | 畠方 |
|-----|---------|----------|
| 詫摩郡 | 1,003 町 | 1,174.5町 |
| 飽田郡 | 2,929.5 | 2,646.3 |
| 山本郡 | 811.8 | 1,274.0 |
| 合志郡 | 910.8 | 3,960.0 |
| 菊池郡 | 1,368.3 | 1,673.6 |
| 山鹿郡 | 1,959.6 | 1,600.0 |
| 玉名郡 | 4,501.1 | 3,318.8 |
| 阿蘇郡 | 2,399.5 | 4,305.6 |
| 宇土郡 | 1,588.0 | 1,108.8 |
| 益城郡 | 6,557.5 | 7,456.8 |
| 八代郡 | 2,759.2 | 1,625.5 |
| 芦北郡 | 1,195.9 | 530.6 |
| 求麻郡 | | |
| 天草郡 | | |

肥後国検地帳の再検討(二) (松本)

(3) 山本郡の田方を二五七六町、畠方を二八九四町余とする。この面積は郡高五万一〇三三石の飽田郡より大きい。「国絵図」高と郡高が同じ「正保郷牒」⁽¹⁴⁾には田高・畠高の別が出ており、(第三表)、この田高・畠高から逆算したものが第四表である。田高の平均を中田反当一石二斗、畠方の平均を下畠六斗に置いて逆算したが、この結果不当に高い数値が出ている山本郡・山鹿郡の数値が訂正され、空白であった菊池郡の田方・畠方が推定できた。山本郡の田方八一町余、畠方二二七四町余

(4) 菊池郡の物成、「郡別石高帳」により一万四九七五石を補う。前述のように山鹿郡と同額となる。「筑紫古文書」⁽¹⁵⁾では一万四二七五石とするが、一応この数とする。

(5) 菊池郡の田方、第四表により一三六八町・畠方二六七三町を補う。

(6) 山鹿郡の田方、第四表により一九五九町・畠方二六〇〇町と訂正。

「国絵図」郡高を郷帳高と比較すると、郡高では益城郡高が「寛永郷帳」と異なる。「石高帳」「正保郷牒」とも一二万三三四三三石余とするのに、「寛永郷帳」⁽¹⁶⁾だけが一二万四四七一石余とし一〇三八石多い。その結果は第五表の如く肥後国郷村帳

第五表 肥後国郷村帳高

| 郡名 | 石高 |
|-----|-------------|
| 飽田郡 | 51,033.482石 |
| 詫摩郡 | 19,088.236 |
| 宇土郡 | 25,709.585 |
| 益城郡 | 124,471.379 |
| 八代郡 | 42,877.46 |
| 芦北郡 | 17,534.56 |
| 山本郡 | 17,387.1 |
| 玉名郡 | 73,927.902 |
| 山鹿郡 | 33,116.968 |
| 菊池郡 | 26,463.26 |
| 合志郡 | 34,691.18 |
| 阿蘇郡 | 54,628.302 |
| 計 | 520,929.414 |

高は五二万九二九石四斗一升四合となるのであるが、慶長拾二年六月拾五日付の「大名石高鑑」⁽¹⁷⁾には「一、五拾壹万九千八百九拾壹石^(物成)同廿七万七千七拾壹石^(正)斗 賀藤肥後守殿」とあつて寛永郷帳より一〇三八石少く益城郡は一二万三三四三三石余であることを裏付けている。この高は「正保郷牒」には受けつがれているのであつて、肥後国の郷帳高を細川氏入国直後の「寛永郷帳」は五二万九二九石四斗一升四合としているが、これは実は誤まりで、慶長国絵図以来五万九千九百一十四斗一升五合が正しいのではあるまいか。

「垣塚しらへ郡府旧記」は肥後国の高を合五拾六万三千八百五拾貳石七斗壹升壹合とし、その内訳を

一高五拾壹万九千八百九拾壹石四斗壹升五合

肥後之内球磨・天草を除 十二郡高

一同四万二千九百六拾壹石貳斗九升六合

球磨・天草郡高

とする。而して細川領十二郡の高は「御代々様御代替二付、御判物帳被指上候節之高辻」であつた。判物帳の高は寛永郷帳ではなく慶長国絵図高慶長郷帳高であつた。

「慶長国絵図写」の村高と「寛永郷帳」の村高を比較してみると、細川領十二郡においては活亀と池亀村（上が絵図下が郷帳、以下同じ）是重と惟重村、開と平木村、舞野尾と舞尾村、秋原と萩原村、松ノ平と松野村などの如く同じ村を表現しているのに文字を違えたり写し違えたり、村高も二百石を三百石と誤つたりする単純ミスのほかは次に掲げる例外を除けばほとんど一致すると云つてよい。

例外の一つは村名を記しながら村高を記してない場合で、宇土郡古保里ノ内町村、同郡栗崎、伊無田、山鹿郡津袋、山本郡慈音寺の五例で、恐らくは表記洩れと思われるが明らかでない。もう一つ「国絵図」と「郷帳」との村切りの変化から生じた村高の変化でありその間に「国絵図」の村から「郷帳」の村への時代的推移を示すものと見られる。「国絵図」の合志郡上庄一七六九石は「郷帳」では一〇九九石貳升四合八勺の上庄村と五百七拾石三斗七升三合の上庄村に二分され、同郡下庄一八三六石は下庄原口村五六四石余、大池村八〇石余、平嶋村三八〇石余、野付三一九石余、油古閑三〇五石余鹿水一七二石余の六村に分れている。上庄村は「正保郷隣」で再び統合されているが、下庄六ヶ村は分割されたまま後代

肥後国絵図の再検討（二）（松本）

肥後国検地帳の再検討(二) (松本)

第六表 合志郡上庄・下庄の村高

| 国絵図の村高 | | 寛永郷帳の村高 | |
|--------|--------|---------|-------------|
| 上庄 | 1,769石 | 上庄村 | 1,199.0248石 |
| | | 上庄村 | 570.373 |
| 下庄 | 1,836 | 下庄原口村 | 564.6066 |
| | | ◇ 大池村 | 80.6037 |
| | | ◇ 平嶋村 | 380.5607 |
| | | ◇ 野付 | 319.0567 |
| | | ◇ 油古閑 | 305.8164 |
| | | ◇ 鹿水 | 172.0531 |

寛永郷帳の下庄各村合計は 1,822.6972 となり13石 3,028不足する。

に至った。この六ヶ村は慶長九年九月の「検地帳」の村であり、また以後統合されたことがないところをみると、一八三六石の下庄(村)は分割前の村を記録したものと見えよう。「国絵図」は丁度分割前の下庄(村)を捉えているのである。合志郡上庄(村)・下庄(村)における「国絵図」の村高と「郷帳」の村高の相違が写し誤まりやミスによるものではなく、村域の変化(村切りの相違)によるものであることは第六表に明らかに示される。即ち「国絵図」における村域・村高も正しく、「郷帳」における村域・村高も正しいものと理解せねばならない。合志郡上庄(村)・下庄(村)においては慶長年間に二つの村高が存在し、その後関係を想定するとき、「国絵図」の村高が分割されて「郷帳」の村高へ移行したことを指摘できる。而して「郷帳」の村高は慶長九年九月検地帳高であるから、「国絵図」の村高はその以前の村高ということになろう。

すでに先学⁽²¹⁾によって明らかにされたように、慶長期以前において御前帳徴収は二度なされている。一度は肥後国各地の検地帳が残存する慶長九年九月の検地帳作成になる慶長九年の御前帳であり、もう一度は天正十九年五月三日秀吉による御前帳徴収令によるものであった。肥後加藤領における対応について、次の欠年書状⁽²²⁾は天正十九年御前帳作成を指示したものである。

尚々 長のかき様 万藤兵へかたより具ニ可申下候、長のひやうしハ此方ニてさせ候間 其ままのほせ候へく候 右之通ニ
長をかため候て 高頭おおく候共 くるしからず候 其通仕候て上可申候(略)

態申遣候、仍御蔵入之米ハ、金ぎんニしろかへ候て、半分上候へと御意ニ候間、くまもとの蔵ニ在之はかりのこしおき、其ほかハ何もうミはたへ可出候、八月以前ニうり候間、其御心へ尤ニ候、又はいりやう之内、けんち長をうつしあけ候へと被仰出候、田はたのせつもりハ、当けんち長たるへく候、斗代のつもりハ、まへのけんち長之ことくたるへく候、其心へ候て、よき物かきニかかせ候へく候、斗代付之所を、一向給人へもしらせ候事ハ無用ニ候、物をかき候物共をあつめ候て、其方おもてにて、人いれすニかかせ候へく候、かしく、

主計頭

清正

下川又左衛門

「拝領の内検地帳を写し上げ候へと仰出され候、田畠の畝積りは当検地帳たるへく候、斗代の積りは前の検地帳たるへく候」、さらに「帳の表紙は此方にてさせ候間、其まま上せ候へく候」と指示したのであるが、その結果どのような検地帳に御前帳が提出されたのかは、現物によつて確認することは出来ない。この点について森山恒雄氏は当検地帳と前検地帳に着目し、天正十七年菊池郡検地帳にみられる「御本帳」が天正十六年検地帳であり、慶長九年九月検地と合致するとして、天正十六年「上使衆検地」||「御本帳」||「前の検地帳」||「慶長九年九月検地」の図式を提示し、慶長九年九月検地帳高が徳川家康の「御前帳」として認知されたとする。しかし天正十六年上使衆検地で決定した高は豊臣期では公式高となり得なかつたとする。

天正十九年御前帳の村高が天正十六年上使衆検地によつて決定したであろうことは、上使衆検地が秀吉の家臣を派遣して行なつたという検地の公的性格から云つて当然である。因みに天正十七年に清正が行なつた菊池郡・山鹿郡の検地は内検であり、私検地であるから、公検地たる上使衆検地に代つて御前帳の台帳たり得ないのは勿論である。結果的に見て森

肥後国検地帳の再検討(二) (松本)

肥後国検地帳の再検討(二) (松本)

山氏の上使衆検地Ⅱ慶長九年九月検地説は誤まっていないかも知れないが、まずは慶長九年九月検地高は慶長九年御前帳高と一致するものであり、恐らくは同時に撰進された「慶長国絵図」と一致するものであることを確認しておきたい。

今ここで問題とする「慶長国絵図写」は前述のように益城郡高および合志郡上庄(村)・下庄(村)高において「郷帳」高と異なり、しかもそれは単なる誤写やミスによるものでなく、把握の方法が異なっていることが明らかである。とすれば、この「慶長国絵図写」は慶長九年御前帳に伴なう「慶長国絵図」の写しではなく、別の「国絵図」の写しとせねばならない。肥後の「慶長国絵図写」は前述のように様式・記載内容など完璧ではないけれども慶長国絵図の要件を備えているが、郡高・村高の記載にはより以前の姿を止めているからである。

もし仮に天正十九年御前帳に伴なう国絵図の撰進があったとしても、この「国絵図」写は天草郡領主を寺沢志摩守としている点からも、天正期ではなく慶長期の国絵図とせねばならないであろう。果して天正十九年御前帳には国絵図は随伴せず、郡ごとの絵図が提出されたようである。従ってこれを天正御前帳まで溯らせることはできない。しかし慶長九年九月検地高以前の公称村高ということになると天正十六年上使衆検地以外に考えられない。森山氏の分析になる菊池郡においては確かに上使衆検地高Ⅱ御本帳高Ⅱ郷帳高の図式が成立つたし、他の郡村でも「国絵図」村高Ⅱ「郷帳高」が成立しているのであるが、上使衆検地高が「御前帳」高として確定しているのであれば「郷帳高」に踏襲されるのが当然である。「国絵図」高と「郷帳高」に相違が現われるためには、「国絵図」の基準となった村高が「郷帳高」に踏襲されなかった場合に限られる。

合志郡上・下庄(村)ではいかなる理由によって上使衆検地高が郷帳に踏襲されなかったのか、現存する慶長九年九月の検地帳によって検討する。まず上庄(村)の場合、国絵図の一七六九石余が、(A)上庄村一一九九石二升四合八勺と(B)上庄村五七〇石三七三石に二分されている。(A)上庄村⁽²⁾は

田方高 合三拾壹町八段八畝

分米三百九拾三石七斗式合八勺

島方高 合百三拾町六段六畝五歩

分米八百五石三斗式升式合

二口合千百九拾九石式升四合八勺

と田島を含むのに対し、(B)上庄村は⁽²⁵⁾

島方原數方高

合九拾九町六段四畝拾五歩

分米五百七拾石三斗七升三合

とこちらは島と屋敷だけが寄せられている。屋敷登録人・名請人の耕地は双方に含まれ、何ら分村の必然性は認められない。強いて二村に分つには、(A)上庄村分米約二二〇〇石、(B)上庄村約一〇〇町、分米五七〇石という知行配分上の問題が考えられるにすぎない。しかし慶長九年九月の他の検地帳には知行人別の検地帳が作られた形跡はなく、また前述の御前帳作成の指令にはわざわざ「斗代付之所を、一向給人へもしらせ候事ハ無用⁽²⁶⁾二候」と述べているのであつて殆んど考慮の余地はない、(A)上庄村郷帳高の分割には積極的な理由は見当らない。

下庄村一八三六石は原口村以下六村⁽²⁷⁾に分割したが、この村々は以後それぞれに独立して経営されるのであつた。この時に新たな村切りがなされているのである。この村では旧来の郷庄的支配から近世的村落への転換がみられたということであろう。但し分村の過程の中で二三石余が行方不明になっている。下庄村では「国絵図」高は郷庄的把握の村であり、「郷

肥後国検地帳の再検討(二) (松本)

肥後国検地帳の再検討(二) (松本)

帳高」の村々は近世的な村切りを経た村落だということになる。この場合問題なのは「国絵図」の郡高と「郷帳」の郡高とは、分村による一三石余の減少にも拘わらず同一の数値を示していることで、逆にみれば上庄・下庄両村は分村しても郡高(もしくは村々の高のトータル)においては変動がなかったために分村が可能であったのかも知れない。細川領初期に行なわれた地撫は、村高を固定したまま耕地の実態を把握し、農民の不公平感を除去する方法を取ったが、下庄村における分村は元村の村高を六村に分割することによって、村落の実態に則した分村の高を作り上げたものであった。こうした郷庄的村落の近世村落への編成替えは慶長十三年検地でさらに促進されるが、下庄(村)の分割は近世的分村のはしりと見ることが出来る。

「国絵図」高は肥後細川領では「正保国絵図」||「正保郷牒」に受け継がれ、「寛文朱印留」に継承されて表高(郷高)として機能したが、寛文の判物(29)に

肥後国五拾壹万九千石余、豊後国直入・大分・海部三郡之内貳万石余、都合五拾四万石目録在紙事、任寛永十一年八月四日先判之旨、充行之訖、全可領知之状如件

寛文四年四月五日御判

筆者

飯高七兵衛

肥後侍従とのへ

とあることは重要である。目録でも明らかにされるように細川領の肥後国高は五万九千九百一十四石余であって、「寛永郷帳」の五万九千九百一十四石余ではない、その相異は益城郡高にあることは前述の通りである。

第七表 天草郡村高

| | | | | | | | | | | | |
|---------|-----------|------------|---------|-----------|------------|---------|-----------|-----------|---------|------------|-------------|
| | 肥後国絵図 | 正附 肥後国絵図 | 須 子 | 301.722 | 300.366 | 津 留 | 351.230 | 404.903 | 赤 崎 | | 26.965 |
| 富岡 (橋路) | 129.260 | 106.556 | 大 浦 | 400.092 | 499.826 | 立 原 | 123.910 | 120.707 | 浦 | | 188.609 |
| 志 岐 | 1,693.606 | 1,509.221 | 本 碓 | 2,536.919 | | 碓 石 | 110.430 | 56.723 | 棚 底 | 1,138.342 | 543.863 |
| 上津深江 | 130.157 | 160.264 | 楠 浦 | 267.885 | 481.601 | 鬼 木 | 386.230 | | 宮 田 | | 282.749 |
| 坂瀬川 | 369.564 | 495.675 | 教 良 木 | 646.846 | 547.315 | 宮 地 岳 | 554.230 | 606.982 | 古 江 | | 231.230 |
| 荒川内 | | 321.520 | 楠 浦 | 481.733 | 335.059 | 板ノ河内 | 90.695 | 87.131 | 湯 船 原 | | 358.094 |
| 城木場 | | 330.099 | 立ノ浦 | 115.162 | 57.246 | 今 | | 96.123 | 馬 場 | | 313.862 |
| 上野原 | | 381.403 | 宮 地 | 1,508.234 | 大宮地200.317 | 益 田 | 195.718 | 116.091 | 打 田 | | 198.256 |
| 井 戸 | | 749.908 | 小 宮 地 | | 881.878 | 河 内 浦 | 811.459 | | 栖 本 | 2,312.817 | |
| 内 野 | 1,638.382 | 下内野439.945 | 大 多 尾 | 380.349 | 上ノ野130.067 | 宍 町 田 | | 678.999 | 河 内 | | 314.252 |
| 二 江 | | 381.504 | 下 大 多 尾 | | 103.531 | 内 野 河 内 | 378.370 | 383.807 | 大 河 内 | | 48.586 |
| 引 坂 | | 128.783 | 北 高 根 | | 104.318 | 今 泉 | | 356.593 | 上 碓 岐 | 1,004.643 | |
| 鬼 池 | 744.420 | 611.042 | 中 田 | 207.850 | 170.440 | 合 津 | | 309.538 | 下 碓 岐 | 578.21 | |
| 御 領 | 1,244.322 | 1,331.659 | 松 崎 | | 57.408 | 上 | | 1,414.769 | 高 根 | 313.996 | |
| 小 串 | | 235.766 | 西 高 根 | | 75.501 | 中 | | 867.838 | 下 浦 | | 98.558 |
| 佐伊津 | 781.670 | 1,312.710 | 宮ノ河内 | 120.460 | 180.178 | 大 矢 野 | 2,051.925 | | 下 田 | | 417.319 |
| 茂木根 | | 98.713 | 上 平 浦 | | 92.709 | 登 立 | | 821.698 | 小 島 | | 78.051 |
| 広 瀬 | | 132.085 | 下 平 浦 | | 126.426 | 阿 蘇 | | 114.127 | 今 宮 | | 403.811 |
| 本 泉 | | 95.679 | 広 浦 | 229.749 | | 牟 田 | | 43.133 | 津 | | 154.526 |
| 下河内 | | 104.423 | 深 海 | 60.724 | 61.907 | 永 目 | | 96.642 | 佐 志 樹 | 539.616 | |
| 掛 道 | | 31.676 | 赤 海 | 72.570 | 視路 52.043 | 碓ノ浦 | | 125.449 | 草 浦 | 44.635 | 63.293 |
| 新 休 | | 86.090 | 山 野 浦 | 44.906 | 46.876 | 二 間 戸 | 477.531 | 242.172 | 大 池 | 572.936 | 1,038.592 |
| 本 村 | | 203.317 | 内 野 原 | | 77.960 | 神 代 | | 19.967 | 高 浜 | 742.110 | 964.982 |
| 馬 場 | | 1,052.742 | 久 玉 | 283.260 | 347.462 | 樋 島 | | 115.877 | 小 田 床 | 143.143 | 227.950 |
| 町 山 口 | | 925.430 | 牛 深 | 311.918 | 340.807 | 高 戸 | | 212.549 | 下 津 深 江 | | 210.063 |
| 河 内 | 1,028.976 | | 魚 貫 | | 372.839 | 大 道 | | 120.194 | 裾 連 木 | 87.294 | 116.272 |
| 食 場 | 176.572 | 114.489 | 亀 浦 | 269.360 | 260.750 | 崖 口 | | 45.187 | 都 呂々々 | 393.78 | 355.033 |
| 松 宇 土 | | 228.264 | 早ノ浦 | 259.617 | 81.760 | 御 所 浦 | | 49.026 | 年 柄 | | 27.858 |
| 亀 川 | | 389.002 | 踏 木 | | 37.977 | 唐 木 崎 | | 34.063 | 内 田 | | 139.073 |
| 志 柿 | 475.033 | 539.318 | 皿 窩 | | 63.825 | 牧 野 嶋 | | 23.843 | | | |
| 島 子 | 1,466.467 | 大島子722.385 | 吉 江 | | 38.137 | 横 浦 | | 28.440 | あ ミ 桑 | 3,218.636 | (4,132.465) |
| 小 島 子 | | 349.280 | 久 窩 | 141.293 | 179.402 | 与 市々浦 | | 34.484 | | | |
| 下 津 浦 | | 529.738 | 白 木 河 内 | 170.007 | 233.247 | 唐 網 代 | | 15.204 | | | |
| 上 津 浦 | | 1,625.471 | 平 床 | 126.645 | 185.802 | 池 浦 | | 33.752 | | | |
| 赤 崎 | 130.722 | 295.408 | 市ノ瀬 | 156.376 | 165.970 | 葛 崎 | | 34.689 | 計 | 33,846.810 | 37,409.252 |

肥後国絵図の再検計 (11) (基本)

肥後国検地帳の再検討(二) (松本)

つぎに「国絵図」高のうち天草郡について郡高の成立と展開について考えてみよう。天草郡の村高は第七表の如くである。天草郡の太閤検地高は「相良統俊肥後国検地覚書」⁽³⁰⁾に福島正則・加藤清正・小西行長の検地担当分として「一天草郡三百五十丁」とあるのみで詳細不明であるが、太閤検地後の宛行状⁽³¹⁾によってその一端が知られる。

(1) 肥後国天草郡内千七百五十五石事、今度以御検地之上、為新御恩地被宛行之訖、全令領知、小西撰津守二被合宿、可抽忠節候也

天正十六

後五月十五日〇(秀吉朱印)

大矢野民ア大輔とのへ

(2) 御朱印之旨、天草郡内六千七百八拾五石事、聊以相違有間敷之条、全可有知行由、向後猶以可被抽忠節事尤二候、恐々謹言

(天正十六年)

小西撰津守

行長(花押)

八月廿八日

天草彈正忠殿

御宿所

史料(1)は天正十五年秀吉から天草郡内九十町を宛行われ佐々成政に与力を命ぜられていた大矢野民部大輔⁽³²⁾に、今度は小西行長へ合宿させるものとして検地の上で知行を宛行うという秀吉朱印状であり、史料(2)は秀吉の朱印状は残っていないけれども、天草彈正忠への同様の朱印状を承けて、小西行長が知行を宛行ったものである。大矢野・天草両氏への宛行状から想定されることは、大矢野・天草氏とともに秀吉の九州征伐に参加して本領を安堵されたと思われる志岐隣泉・栖本

親高・上津浦種貞の天草五人衆は、天正十七年小西行長の宇土城普請に際し家臣同様に課役を申付られたことに抵抗⁽³⁴⁾したところを見ると、他の三人も秀吉の朱印状を得て、他の家臣とは異なる存在であると自負し、また小西行長から史料(2)のような知行宛行を得ていたと推定できる点である。「検地覚書」の天草郡三百五十町が検地高のすべてでないことは二人に宛行われた高だけでも推定八五〇町に当るところから考えて明白である。「国絵図」の天草郡高は肥後加藤領と同じように上使衆検地高を反映しているであろうか。「国絵図」によれば天草郡高の詳細は次の通りである。

高参万二千八百四拾六石八斗老升

内参千貳百拾八石六斗三升六合桑^{あみ}ほかま

田方式千貳百三拾貳町四段九畝貳拾六歩

畠方七百拾町貳反七歩

右物成老方式千百九拾石六斗六升貳合

この高は「肥前慶長国絵図」とも「大名石高鑑」と一致する。寺沢氏が天草郡を得た時期を「天草由来記」⁽³⁵⁾などは慶長八年とするが、「国主城主記」⁽³⁶⁾は肥前唐津拾二万二千石^{肥後、筑前共、内肥後}、慶長五年加増、寺澤志摩守廣高、拾一万六千石余、慶長十年指出高」と慶長五年説をとり、「寛政重修諸家譜」⁽³⁷⁾「徳川実紀」⁽³⁸⁾は「六年二月勲賞行はれ肥後国天草郡のうちをいて四万石を加へられ、旧領をあはせて十二万石を領す」と慶長六年二月説をとる。近年発見された慶長六年九月三日の「寺沢正成判物」⁽³⁹⁾によつて慶長六年説が確実となった。

天草郡高について、もともと二万石余であつたものが、慶長八年寺沢氏によつて二万

肥後国検地帳の再検討(二) (松本)

第八表 肥前慶長国絵図寺沢領の高と物成

| | 石 高 | 物 成 |
|-------|-------------|------------|
| | 石 | 石 |
| 肥前松浦郡 | 63,032.467 | 32,455.763 |
| 筑前怡土郡 | 20,096.575 | 10,244.005 |
| 肥後天草郡 | 33,846.810 | 12,190.662 |
| 計 | 116,975.847 | 43,913.43 |

松浦史料博物館蔵

肥後国検地帳の再検討(二) (松本)

七千石に増石し、それにその他のの運上物を石高換算して四万二千石としたとの説がある。これは寺沢領天草郡高四万二千石の説明として意味をもっているが、慶長八年寺沢氏領有以前は二万石余であったとの意見は史料的に裏づけることができない。

本稿では「国絵図」における肥後加藤領の他郡の郡高が若干問題を残しながらも上使衆検地高を反映しているところから、天草郡においても上使衆検地高と解しておきたい。

天草郡における問題は「国絵図」村高と「正保郷牒」の村高との著るしい変化にある。「正保郷牒」は島原乱直後の村高であるが、乱後に村高の修正はなされず多くが永荒・開残荒という形での控除を受けながらも村高は帳面上維持されているのである。この「正保郷牒」村高はまさに「御領分中斗代御増被遊、天草郡其節迄は式万石余之所、同様高増被仰付、三万七千石之地高二相成付」⁽⁴⁾の地高に相当する三万七千四百九石となっているので、これが寺沢氏の検地結果を反映した高であろう。しかも「国絵図」の六六村が「正保郷牒」では一二二村へと倍増しており、「国絵図」の村は完全に再編されているのである。郡高の変化、村高の変化、村切りの変化がそのまま郷帳に表現されているのであって、「国絵図」段階の村高が維持され、現実の村況が郷帳高に反映されない肥後加藤領の郷帳と対照的な表現となっている。

二

肥後国加藤領および寺沢領天草郡における「国絵図」高の基礎を天正十六年の上使衆検地に求めることは殆んど異論はないであろうが、相良領球磨郡の場合は事情が異なる。周知のように、球磨郡は右に云う上使衆検地はなされなかった。即ち天正十六年正月廿三日の「豊臣秀吉朱印状」⁽⁴⁾に

為年頭の祝儀、黄金拾兩到来、悦被思食候、次去年以来長々在陣、辛勞候、其国之儀、御置目等為可被仰付、御上使被遣候、陸奥守依所行、百姓等企一揆之条、檢地被仰付候、雖然、其方本知新知共、被差除条、得其意、尚以可抽粉骨候、委細石田治部少輔可申候也、

(天正十六年)

正月廿三日 (秀吉朱印)

相良宮内大夫とのへ

とあり、実際に行なわれた上使衆檢地の模様を伝える「檢地覚書」⁽⁴²⁾にも「一、球磨郡相良二被下、御檢地無之」とある。天正十五年には旧領は安堵されたものの、他の国衆と同じように佐々成政の与力を命ぜられた相良氏は、上使衆檢地の對象からはずれる事によつて近世大名としての立場を保つこととなつた。「秀吉朱印状」に云う「其方本知新知」は檢地が行われてない為石高制に基づく表示⁽⁴³⁾ではないと思われるが、この後指出檢地がなされた見え、天正十八年の「大名帳」⁽⁴⁴⁾には一万八〇〇石とありこれが慶長十六年禁中造宮の普請役高となつていゝといふ⁽⁴⁵⁾。相良領の檢地は文祿五年に実施されたらしく、(同年カ)七月廿三日の石田三成書状⁽⁴⁶⁾には「最前如申合、御国檢地者、此比下置、御馳走可申覚語候処、兩使如存知之、爰許以外繁多二候間当年者可被指延候」とあるにも拘らず、(同年カ)閏七月十五日の安宅秀安書状⁽⁴⁷⁾には次のように述べている。

一御国御檢地被仰付之由、就其、深織、休異并檢地仕衆中へ、拙者以書状、別而可被入念通可申越通、仰蒙候、雖不及其儀候
仕御意旨、懇ニ銘々ニ、以書状申候間、可御心安候事

秀吉の上使派遣による檢地ではないようであるが、十分にその意を受けた形での檢地(内檢)がなされたと云えよう。

肥後国檢地帳の再検討(二)(松本)

肥後国検地帳の再検討(二) (松本)

その後慶長五年以前にも検地がなされたらしく、慶長五年卯月廿一日「相良頼房判物」に「此節七ヶ寺へ少地相付候、其方前々犬童与兵衛尉・宮原次兵衛尉申渡、先年同事之竿を以可相渡之旨、堅可被申含候、竿人衆愛甲新介・犬童長左衛門尉、此外隨なる者たるべく候、已上」とある。肥後加藤領の場合慶長五年以前の検地高は郷帳高と一致し、慶長八年以後の検地高は一致しないで、慶長十二、十三年の内検高と一致することが指摘されるが、「国絵図」高が慶長九年検地高を反映して慶長十年に指出されたとすれば、慶長五六年段階の高を反映していると云える。相良領の場合慶長五年以前の村高であるという確証はないが、そうした状況から慶長五年以前の検地高として置きたい。

相良領村々の「国絵図」及び「郷帳」の村高は第九表の通りである。肥後細川領では「国絵図」村高と寛永十一年の「郷帳高」はほとんど一致したが、相良領では「国絵図」高と「郷帳高」は一致しないで、寛永郷帳高と正保郷牒高は一致する。即ち「国絵図」高のあと寛永御帳までの間に村高の確定がなされたことを知るのである。

この表から知られることの一つは「国絵図」には郷帳にみられない村がいくつか描かれている点である。「つき木やしき」「湯山やしき」は、「寛永郷帳」に「田無山畑役無」とされるが、「諸郷地産万納物寄」に村としてあげられている岩野・湯山・江代などもあり、それ以外のやしきはその後でも高を計上された村としては現われて来ない。高を計上されないのは郷帳が云うように「田無山畑役無」という存在であったのであろう。村があり人が住んでいたがここには年貢・諸役が免除されるという意味であつたろう。生産力の増大に伴なって宝曆・明和期には皆越谷・槻木谷・岩野・湯山・江代は役負担の村として把握されたが、郷帳では捉えられなかった。因みに「天保郷帳」でも五木谷・皆越谷・槻木谷は無高との高表示がなされている。

このほか「国絵図」に百六拾壹石二斗五升を表示している五木(村)は「郷帳」では「田無山畑役無」となる。「国絵図」のもう一つの特色は、他にみられない村「未滑野村七百九拾七石余」がみられることである。相良領には未滑野村なる村は存在しないが、「国絵図」には球磨川の右岸深田村と多良木村の間に描かれている。元来ならばここに須恵村が描かれる

第九表 球磨郡村高

肥後国檢地帳の再検討(二)(松本)

| | 肥後国絵図 | 寛永11 球磨郡 郷村高辻帳 | 正保3 肥後国郷帳 | | 肥後国絵図 | 寛永11 球磨郡 郷村高辻帳 | 正保3 肥後国郷帳 |
|------------|-----------|-------------------|--------------|---------------|------------|-------------------|--------------|
| 久米郷の内良 | 235.200 | | | 平 川 | 28.722 | 44.723 | 44.723 |
| つき木やしき | ○ | | | 深見(水) | 155.255 | 228.255 | 228.255 |
| ゆのまへ内湖山やしき | ○ | | | ミ の も | 105.026 | 145.026 | 145.026 |
| いのかくやしき | ○ | | | 山 田 | 544.775 | 1,144.775 | 1,144.775 |
| 江代やしき | ○ | | | や な せ | 178.305 | 291.305 | 291.305 |
| ゆのまへ | 1,659.445 | 1,899.449 | 1,899.449 | 大 | 1,109.655 | 1,215.655 | 1,215.655 |
| ゆのまへ野岩 | ○ | | | 万江ノ内山 山口屋敷 | ○ | | |
| 久米村 | 405.640 | 579.640 | 579.64 | 水無やしき | ○ | | |
| おくの | 155.312 | 195.312 | 195.312 | 万 江 | 96.058 | 136.058 | 136.058 |
| 宮 原 | 462.460 | 535.460 | 535.46 | 間 | 542.054 | 835.057 | 835.057 |
| たら木村 | 2,039.190 | 2,516.045 | 2,516.045 | きつませ | 300.255 | 375.255 | 375.255 |
| 岡 本 | 477.404 | 340.633 | 340.633 | 林 野 | 346.895 | 421.895 | 林 421.895 |
| 上 | 1,081.549 | 1,251.549 | 1,251.549 | (原)石 田 | 561.556 | 604.956 | 604.956 |
| (免)田 | 82.760 | 142.760 | 142.76 | 中越(神) | 219.530 | 285.530 | 285.530 |
| 永 池 | 86.613 | 150.613 | 150.613 | 渡 | 310.485 | 295.485 | 295.485 |
| 一 武 村 | 834.070 | 914.070 | 914.07 | 大 瀬 | 19.850 | 24.850 | 24.85 |
| 西 | 533.840 | 886.980 | * 886.98 | 西 浦 | 111.654 | 158.054 | 158.054 |
| 田 代 | 400.673 | 260.673 | 260.673 | 大 む た | 7.975 | 11.975 | 11.975 |
| 大 畑 | 148.745 | 188.785 | 188.785 | 松ノ谷 | 4.700 | 7.600 | 7.6 |
| 米 瀬 野 村 | 797.440 | 印取 899.410 | * 899.410 | 両 麻 谷 | 13.120 | 印取谷 18.120 | 18.12 |
| 深 田 | 1,881.320 | 2,041.320 | 2,041.32 | 一 升 内 | 31.075 | 41.075 | 一升 地谷 41.075 |
| 目 良 | 362.790 | 447.795 | 447.797 | 一升内の内け | ○ | | |
| 木 上 村 | 767.095 | 757.059 | 757.095 | 神 瀬 | 23.981 | 29.981 | 29.981 |
| 五木内平野やしき | ○ | | | 神瀬ノ内 弓のまた | ○ | | |
| 五 木 | 161.250 | | | かじまやしき | ○ | | |
| 白岩戸やしき | ○ | | | 皆 越 谷 | ○ | | |
| 内谷やしき | ○ | | | | | | |
| 田 代 | 29.232 | 47.232 | 47.232 | 深 茶 桑 | | 1,064.000 | 1,064. |
| は る 山 | 23.035 | 33.035 | 33.035 | | | | |
| 初 神 | 25.950 | 68.950 | 68.95 | | | | |
| 川 辺 | 328.562 | 628.562 | 628.562 | 計 | 19,017.392 | 22,165.000 | 22,165. |

肥後国絵図の○印は村名記載を示す。

肥後国検地帳の再検討(二) (松本)

べき処にあたる。恐らく須恵村と未漕野村を誤まり記したものであろう。こうした領内の村名を写し誤るようなミスは現地では考えられないので、恐らく「国絵図」の調整段階で起きたものであろう。

「国絵図」高のうち寺沢領天草郡が「郷帳」と著るしい村数の相違を示したのに対し、郡高は異なるけれども高を表示した村数には殆んど差がみられないのが特色といえる。

三

肥後国絵図(八・四・丙九八)は慶長国絵図であり、その村高は慶長九年九月検地帳高であることが確認された。慶長九年九月には郡高目録⁽⁵¹⁾、郡高付帳⁽⁵²⁾も作成されており、国絵図とともに御前帳として提出されたものであろう。肥後の大名の指出はないが、「国主城主記」⁽⁵³⁾には西国大名の慶長十年指出高が載せられており、国絵図の調進は慶長九年西尾隠岐守・津田小平次を総奉行として実施された。関連史料として次の山内一豊への通達が知られている。⁽⁵⁴⁾

追而申候、御帳之物成つめニ書付、御上可被成旨、御錠ニ候、并寺社領於被成御付者、都合之わきニ御書付、御上可被成候、御役を可被引旨、御錠ニ候、以上

為御意申入候、仍御拝領之國郡田畠高之帳御書付候て、如同三冊、并國郡之絵図三通可被成御上候、絵図之内ニも郡之田畠之高付可被成候、國之境目可被入御念之旨御座候、不及申候へとも田畠之高、絵図兩様共ニ、毛頭無相違様御認御尤候、恐惶謹言

八月廿六日

西尾隠岐守吉次

津田小平次秀政

山内土佐

人々御中

山内氏はこれに應じて翌十年土佐国総目録⁽³⁵⁾を提出した。これは「國主城主記」には見えない。

土佐国総目録

一 高貳拾方貳千六百貳拾六石五斗

内田方壹万七千五百拾貳町六反八歩

島方七千三百貳拾町貳反貳拾八歩

右之内

貳千五百卅石五斗 寺社領

残而 貳拾万九拾六石

物成

七万三拾三石七斗八升

但高二付三ツ五分

慶長拾年

八月

御奉行所

山内土佐守一豊

肥後国檢地帳の再検討(二)(松本)

肥後国検地帳の再検討(二) (松本)

肥後の場合も「国主城主記」には見えないが加藤領での慶長九年九月検地帳・郡高帳の作成からみて、慶長十年には提出されたと思われる。国絵図の作成は寺沢氏による天草郡絵図⁵⁶、相良氏から球磨郡絵図の提供を受けて加藤氏が作成したものであろう。「肥後国絵図」で球磨郡・天草郡がとくに詳細な内容となっているのは、提供をうけた資料を忠実に写し込んだからであらうし、村名に写し誤まり⁵⁷がみられるのもそうした事情によるものかも知れない。

慶長国絵図は前掲西尾隠岐守等誓状によれば国郡田畠高之帳を伴うものであった。この国郡田畠高之帳が御前帳に称されるものであったろう。従って慶長国絵図によつて慶長の郡高帳を復元することが可能である。肥後国に関して云えば慶長九年九月の玉名郡高付帳、山鹿郡高目録の存在はその可能性を充足させるものである。ここから天草郡・球磨郡の郡高村高帳「郷帳高」を復元することも可能である。

こうして復元した慶長九年の「郷帳高」を寛永・正保の郷帳高と比較してみると、肥後加藤領(のち細川領)と寺沢領天草郡・相良領球磨郡では郡高・村高の継承が全く相違することが明らかである(第八表・第九表)。即ち肥後加藤領(細川領)では慶長・寛永・正保の郷帳高(郡高・村高)は全く変化していない。とくに寛永郷帳成立直前に加藤氏から細川氏へ藩主の異動がなされ、この段階で郷帳高が現高と乗離⁵⁸している事実が明らかであったにも拘らず郷帳高は修正されなかった。肥後加藤領では慶長八年以後各地で検地(慶長九年九月の郷帳高検地を除く)が行なわれ、慶長十二年から十三年にかけて領内全域にわたる検地へと続くが、この検地は郷帳の村から打出しを行ない再編成し、新たに村切りを行ない同時に村ごとに家数・人数・牛馬数を把握し、上木(みかん・九年母・茶・楮・桑など)の所有者を登録し、全生産力を掌握しようとするものであった。郷帳の村から新しく分立した村の例を山本郡梅木谷村の例でみると「霜野荘ヲ五ヶ村二分^{何レノ比ト}云事不分明、南ヲ山内村ト云、俗ニ云霜野村也、其次仁王堂村、其次長福寺村^{北谷}・大浦村・蝶之浦村^{中浦}也、加藤侯ノ時國中検地アリ、生駒於千ト云者奉行ス、依テ今生駒竿ト云、其時長福寺村・大浦村両村ノ打出シノ高ヲ以一村トス、是ヲ梅木谷村ト改⁵⁹(読点筆者)とある。新たに分立した村ばかりでなく、郷帳の村でも隣接する村との間に新たに境界が設

第十表 慶長12年飽田郡村々における先高・当高・出分

| 村名 | 先高 ^㉔ | 村高の移動 | | | | | | | 先高合 | 当高 ^㉕ | 出分 ^㉖ | | |
|-----------|-----------------------|----------|----------|----------|---------|--------|-----------|----------|----------|-----------------------|-----------------------|----------|---------|
| | | + | - | - | - | - | - | - | | | | | |
| 714 島村 | 619.2995 ^㉔ | | | | | | | + 35.62 | 654.9195 | 1144.735 ^㉕ | 489.8155 ^㉖ | | |
| 723 荒尾村 | 1015.734 | -49.742 | - 4.688 | - 3.88 | | | | | 957.417 | 1087.158 | 129.741 | | |
| 734 今村 | 254.510 | | | | | | | | | 405.731 | 151.221 | | |
| 740 池畑村 | 327.5 | - 2.794 | | | | | +11.056 | + 1.54 | 367.302 | 510.328 | 173.026 | | |
| 746 志井田村 | 1345.85 | - 28.1 | | | | | + 2.518 | + 4.81 | + 2.794 | 1327.812 | 1633.345 | 305.533 | |
| 756 段藤村 | 1690 | - 34.346 | - 16.052 | - 11.056 | | | | + 13 | + 3.88 | 1645.426 | 1894.863 | 249.437 | |
| 763 五町新開村 | 155.882 | - 5.6027 | | | | | | + 156.76 | 300.9553 | 355.276 | 54.3207 | | |
| 785 正保村 | 700.527 | - 1.81 | | | | | | + 16.652 | + 3.78 | 718.549 | 1005.764 | 287.015 | |
| 793 大保村 | 396.416 | - 3.26 | | | | | | | + 1.698 | 394.854 | 672.081 | 277.226 | |
| 805 妙実村 | 459.804 | - 65.72 | - 1.698 | | | | + 352.561 | + 2 | + 5.627 | 752.5497 | 1137.078 | 384.5283 | |
| 826 牟田口村 | 290.4 | | | | | | | | + 16 | 306.4 | 556.443 | 250.043 | |
| 845 町 | 36.605 | | | | | | | | | | 79.956 | 43.351 | |
| 850 野田村 | 332.8413 | - 4.81 | | | | | | | | 328.0313 | 463.587 | 135.5057 | |
| 858 中牟田村 | 1291.859 | - 11.939 | - 2.518 | | | | | | + 34.347 | 1311.749 | 1611.964 | 300.015 | |
| 872 小岩瀬村 | 844.839 | - 7.093 | - 5.473 | | | | | | | 832.275 | 1010.382 | 178.107 | |
| 883 海氏村 | 836.164 | | | | | | | | + 11.939 | 848.103 | 964.6 | 116.497 | |
| 700 堂古開村 | 306.908 | - 3.77 | | | | | | | + 14.3 | 317.432 | 385.455 | 68.017 | |
| 907 奥古開村 | 1420.654 | - 85.759 | | | | | | + 16.855 | + 95.56 | 1447.31 | 2063.08 | 615.77 | |
| 936 内田新開村 | 796.067 | - 13 | - 2 | - 25.78 | | | | | + 125.03 | 881.117 | 1486.943 | 605.826 | |
| 955 廿町村 | 260.434 | - 16.859 | - 3.4 | | | | | | | 240.2153 | 374.781 | 134.6527 | |
| 970 五町村 | 99.682 | - 2.29 | - 100 | - 34.53 | | | | | | 236.502 | 371.785 | 135.283 | |
| 977 八町村 | 740.1983 | - 77.56 | - 34.53 | - 181.73 | - 95.56 | - 52.3 | | | - 14.3 | 284.2183 | 471.466 | 187.2477 | |
| 983 足置村 | 742.51 | - 100 | - 43.96 | | | | | | + 29.92 | + 181.73 | 810.2 | 1089.773 | 279.573 |
| 990 方丈村 | 151.34 | | | | | | + 77.56 | + 43.96 | + 20.62 | 293.48 | 463.548 | 170.068 | |
| 949 鶴森村 | 322.4897 | | | | | | | | | | 507.403 | 184.9133 | |
| 996 平木村 | 204.105 | - 20.505 | | | | | | | + 50.3 | 235.9 | 326.26 | 90.36 | |
| 1014 北走潤村 | 1017.4402 | - 20.62 | | | | | | | + 20.505 | 1017.252 | 1541.406 | 523.748 | |
| 1371 所島村 | 591.176 | - 80.473 | | | | | | | | 510.703 | 576.603 | 65.9 | |
| 613 山下村 | 338.813 | | | | | | | | | | 521.707 | 182.895 | |

①村名の前の番号は検地帳（熊本県立図書館蔵）の請求番号。

②先高は慶長9年9月検地高を示す。

③表中の-は先高の内から他村へ転出した高である。

④表中の+は他村から転入された高である。

⑤当高は慶長12年の村高を示す。

⑥当検地によって増加した村高である。

肥後国検地帳の再検討(11) (松本)

第十一表 各郡の物成前高当高

| | 村数 | 物成 | 前高 | 当高 |
|-------|-----|----------|----------|-----------|
| 鹿 野 郡 | 29 | 9,834 石 | 19,088 石 | 28,482 石 |
| 飽 田 郡 | 92 | 34,146 | 51,033 石 | 74,030 |
| 山 本 郡 | 33 | 14,975 | 33,576 | 25,676 |
| 合 志 郡 | 51 | 15,437 | 34,691 | 48,505 |
| 菊 池 郡 | 66 | 14,975 | 26,463 | 26,584 |
| 山 鹿 郡 | 42 | 14,975 | 33,576 | 35,406 |
| 玉 名 郡 | 106 | 47,043 | 73,927 | 114,201 |
| 阿 蘇 郡 | 86 | 20,608 | 54,628 | 63,046 |
| 宇 土 郡 | 46 | 14,493 | 25,709 | 34,196 |
| 益 城 郡 | 285 | 64,324 | 123,433 | 181,050 |
| 八 代 郡 | 59 | 25,734 | 42,877 | 61,775 |
| 芦 北 郡 | 31 | 7,207 | 17,534 | 19,383 |
| 求 麻 郡 | 57 | (5,442) | (19,017) | |
| 合 計 | | | | 71万 2,334 |

九州文献目録4号「肥後郡別石高帳」による。筑紫古文書(内閣文庫)一(森山恒雄氏「肥後五十四万石の成立」所収)とは菊池郡・山鹿郡の物成が異なる。合計には球磨郡を除いた。※山本郷の前高は写し誤り。

肥後国検地帳の再検討(二) (松本)

定され村切がなされた村も少なくない。第十表に示した飽田郡村々は田畠の分合整理がなされた結果、郷帳の村が新たな村に再編された姿を示している。この検地の結果肥後加藤領は当高七一万二三三四石余となり、郷帳高から三八%の石高増となった(第十一表)。

四

寛永九年十二月細川忠利が肥後に入国した際の上使引渡高は七四万六四〇石四斗四合であったから、当然幕府も当高を承知していたのであるが、寛永・正保郷帳には採用されなかった。従って肥後加藤領における領知高と検地高の乖離は慶長十二・三年の総検地に始まるといえる。以後肥後細川領では藩内では当高(現高)が用いられるが、他外的には郷高が用いられ、正保郷牒・元禄郷帳と対応する正保国絵図、元禄国絵図の高も慶長国絵図高が踏襲された。

相良領求麻郡は寛永十一年七月に「前々之高次のごとく」朱印状で二万二一六五石余を拝領、以後表高となった。相良領では寛永十年以前に五万七六三三石・四万三七四三石の内検高が計上され、また寛永十一年二万一〇

七六石七斗の新田が計上されているが、郷帳に反映せず、宝永期以後の私検地の結果は第十二表の如くである。相良領では新田開発に見るべきものがあつたが、領内では内検高が用いられ、表高との乖離は更に大きなものとなつた。

寺沢領天草郡では慶長八年寺沢氏の検地結果が正保郷牒につながつたが、島原乱後の農村の衰微が幕府に取上げられて万治二年の石高半減につながり、元禄郷帳以後二万一〇〇石となる。ここでは若干の時間的経過はあるけれども、折々の検地の結果が領知高に反映している。万治二年の石高半減以後は新田開発もあつたが開発高は領知高には繰込まれなかつた。

以上の如く「慶長国絵図」高は肥後加藤領では郷帳高となつて加藤領・細川領の領知高となつたのに対し、相良領求麻郡では寛永郷帳がこれに代つて近世相良領の領知高となり、天草郡では国絵図高↓正保郷牒高↓万治検地高(元禄検地高)と三転した。いずれも近世初頭に領知高が固定したとは云え、固定に至る過程には三者三様の展開がみられた。そこには検地に其づく石高制の算定から領知高が乖離して行く過程が示されるのではあるまいか。

注(1) 熊本大学附属図書館寄託、「肥後国絵図」

(2) 「肥後国郷帳」(大日本近世史料「肥後藩人番改帳五」所収)は寛永十一年(二六三四)十一月八日、細川越中守忠利から幕府に提出されたものであるが、その内容は慶長九年九月の「検地帳」高に一致し、慶長十年提出された「御前帳」の高であるとする森山恒雄氏の説「肥後加藤氏の二つの検地(帳)と領知高」(熊本史学50号所収)が有力である。

(3) 「慶長国絵図」に描かれる城郭は、熊本城・関城・内牧城・矢部城・八代城・宇土城・佐敷城・水俣城・人吉城・湯前城・大畑城・富岡城などで、いずれも二重・三重の櫓の景観を描写している。

(4) 「熊本藩年表稿」慶長十七年一月十四日条

肥後国検地帳の再検討(二) (松本)

第十二表 近世の相良領球磨郡

| | 宝永5年 | 享保6年 | |
|---|-------------|-------------|-------------|
| | 内検高 | 本田畑 | 新田畑 |
| 田 | 3,635町8,409 | 1,884町0 215 | 1,751町8 121 |
| 畠 | 1,893町9912 | 1,026町6421 | 767町3421 |
| 高 | 5万2981石 | 2万2165石 | |

「相良家史料巻一」471号による (熊本県立図書館蔵)

肥後国検地帳の再検討(二) (松本)

- (5) 松本寿三郎「肥後を訪れた人々」(「新熊本の歴史」5)、圭室諦成氏は熊本県立図書館蔵分類番号一〇〇一の「肥後国絵図」を加藤氏時代としている(「熊本県古地図目録」解説)が、史料編纂所の「熊本市史料調査」(「東京大学史料編纂所報」14)は、記載の特徴、隣鎮筑後国に立花左近將監領とあることなどから正保国絵図に関連あるものとみている。
 - (6) 黒田日出男「現存慶長・正保・元禄国絵図の特徴について」江戸幕府国絵図・郷帳管見(二)、「東京大学史料編纂所報」15)
 - (7) 「熊本県史料 近世篇第一」 62頁
 - (8) 「徳川実紀 第二篇」581頁
 - (9) 「熊本県史料 近世篇第一」 62頁
 - (10) 「全右」 64頁
 - (11) 「全右」 69頁
 - (12) 大日本近世史料「細川家史料」五―128頁
 - (13) 「肥後郡別石高帳」(九州文献目録4号)所収、以下「郡別石高帳」と略称する。
 - (14) 正保三年六月二日付「肥後国郷帳」(肥後説史総覧 下巻)所収は、郷村高は寛永十一年十一月八日の「郷帳」と益城郡を除いて完全に一致する。「国絵図」は「寛永郷帳」と一致するが「国絵図」には田島別の面積を記している。「正保郷帳」は田島別の高を記するので、両者の性格から見て田島面積と田島高とは対応するものと見てよからう。
 - (15) (23) 森山恒雄「肥後五十四万石の成立」(「新熊本の歴史 近世上」)
 - (16) 「寛永郷帳」の該当個所には、「ハリ紙に元禄青表紙には一三三四三三石とある」とする。
 - (17) 「佐田文書」(「熊本県史料中世篇」四―323頁)
 - (18) 「井田衍義」(「藩法集」7 熊本藩) 368頁)
 - (19) 「全右書」 380頁
 - (20) 「肥後国検地諸帳目録」(熊本県立図書館蔵)
 - (21) 秋沢繁「天正十九年豊臣政権による御前帳徴収について」・森山恒雄「前掲論文」、
 - (22) (26) 加藤潛正香状「下川文書」(「熊本県史料 中世篇」五―327頁)
 - (24) 「慶長九年九月 九州肥後国合志郡上庄村」(請求番号一五九〇)
 - (25) 「慶長九年九月 九州肥後国合志郡上庄村」(請求番号一五九一)
 - (27) 「慶長九年九月 九州肥後国合志郡下庄原口村」(請求番号一五六六)
- 「大池村」(一六〇一)
 「平嶋村」(一五九九)

- 「野付村」(一五六九)
- 「油古閑村」(一五六三)
- 「鹿水村」(一六一一)
- (28) 安藤精一「近世初期肥後の地撫」(熊本史学4号、松本寿三郎「寛永期細川領における「地撫」について」(熊本史学50号)
- (29) 「寛文朱印留上」35頁

- (30) (42) 「成恒文書」(「大分県史料」八一346頁)

- (31) 「豊臣秀吉朱印状」(「苓北町史 史料編」83頁)

- (32) 「豊臣秀吉朱印状」(「全右書」84頁)

- (33) 「豊臣秀吉朱印状」(「全右書」81頁)

- (34) 「潛正記」(「肥後文獻叢書」第二卷所収)に、「小西撰津守行長領分天草郡の地侍志岐林専天草伊豆守小西下知に

不随然処に小西は宇土と云所に城普請等經營す小西家中同前に普請可仕旨志岐天草へ申遣す兩所返答に先年秀吉公薩摩御進發の刻筑前秋月迄罷出薩摩への御先手被仰付候は、千台川へ舟を押込抽忠勸申上秀吉公御褒美有て天草郡を兩人へ永く下し給ふ御朱印頂戴仕る天下の普請疎立の時は行長手に附へし其外行長私普請は難成」を理由に小西行長に叛した。

- (35) 「天草由来記」(「上妻文庫」肥後古記集寛卷12・熊本県立図書館)

- (36) (53) 「国主城主記」(「大日本史料」十二編之三三所収71頁)

- (37) 「寛政重修諸家譜」第十一42頁

- (38) 「徳川実紀」第二篇、寛永十年四月条、598頁

- (39) 「寺沢正成判物」有浦文書(「苓北町史 史料篇」201頁)

- (40) (62) 松下志朗「肥後國天草郡の石高と年貢」(「幕藩制社会と石高制」第五章第一節)に引く文化四年五月「手扣帳」(同書265頁)による。

- (41) 「豊臣秀吉朱印状」(「相良家文書」117頁)

- (43) 「相良文書」所収の「豊臣秀吉朱印状」は「於肥後國求磨郡内、本知式拾四町、今度為新知、同國戸北郡内水俣五

拾五町、津那木拾八町、都合九拾七町令扶助畢、全致領知、向後可抽奉公之忠勤者也

天正十五
五月晦日〇(秀吉朱印)

深水三河入道とのへ

とある。同日付の判物は面積によっている。注(33)も同じ。

肥後國檢地帳の再検討(二)(松本)

肥後国検地帳の再検討(二) (松本)

- (44) 「大名帳」(『大日本租税志』)
- (45) (61) 松下志朗「西国諸藩の領知高と検地」(『前掲書』309頁)
- (46) 「石田三成書状」(『相良家文書』二、179頁)
- (47) 「安宅秀安書状」(全右番)二181頁)
- (48) 「相良頼房判物」願成寺文書(『熊本県史料 中世篇』三546頁)
- (49) 相良領の郷高は寛永十一年十二月廿日相良左兵衛署名の「肥後国求磨郡郷村高辻帳」、正保の郷高は正保三年六月細川肥後守署名の「肥後国郷隣」元禄の「肥後国郷帳」(『永青文庫蔵』がある。
- (50) 「諸郷地蔵万納物寄」(『人吉藩の政治と生活』62~103頁)
- (51) 「慶長九年九月九州肥後国山鹿郡高目録」(『熊本県立図書館蔵』二五二〇号)
- (52) 「慶長九年九月九州肥後国玉名郡高付御目録帳」(全右二七七二号)
- (54) 黒田日出男「江戸幕府国絵図・郷帳管見」(一)「『歴史地理』九三巻二号) 所収
- (55) 「豊公紀」一657頁(『山内家史料』)
- (56) 寺沢氏は慶長六年天草郡を拝領した(注39参照)
- (57) 求麻郡のうち未清野村、中越(神)村、石(原)田村など写し誤りがある。
- (58) 寛永九年加藤忠広が改易となった時、肥後加藤領は代官預所となったが、この時の石高は七三万四八三石五斗であり(『日向記』巻二三)、幕府は当然当高について知っていた。細川忠利は郷帳作成について指示し、「一、今度 御朱印頂戴申候、就其在々知行之高を、如此ニ書付可置候、物成之儀ハ不申候事、一、五十四万石之 御前帳之時之村々の高付知候ハ、是以書付可置事、(略)」(寛永十一年閏七月十九日付細川忠利書状「松井文庫」と述べている。朱印高に合せ御前帳の村高をもとに寛永郷帳を作成した。花岡興輝「肥後の検地帳」(『熊本史学』29号)
- (59) 「肥後国誌」上286頁
- (60) 「井田衍篋」(『藩法集』7 熊本藩 366頁)「加藤平左衛門家中より出ル」に記す肥後國中惣高之覚は、高合七拾三万千七百七拾石九斗六升壹合八勺九才であり、これは「寛永元年御上様二上り申御帳ひかへの写にて御座候」とある(『永青文庫蔵』)。
- (63) 北野典夫「天草开拓史」(『天草建設文化史』所収)